



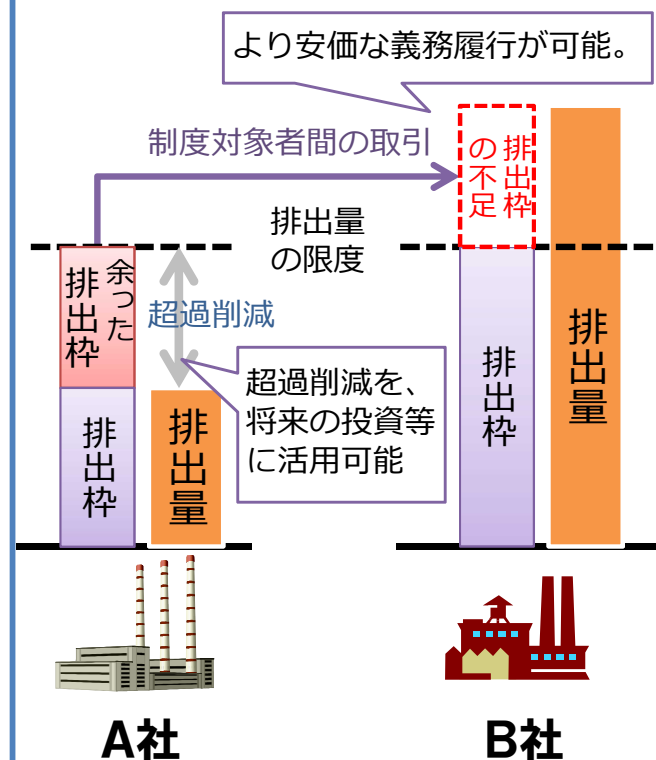
背景・目的

- 排出量取引制度は、諸外国（EU、米、中、韓）や我が国の一部自治体（東京都、埼玉県等）で導入されており、**着実な排出削減を実現している**。一方で、様々な課題が生じたため、それを解決するための制度改善も進められている。
- また、国内排出量取引制度や炭素税など、CO2の排出に対して価格付けをする**カーボンプライシング**の考え方が広まっている。例えば、昨年12月のCOP21決定では、「国内政策や**カーボン・プライシング**といった手法を含め、**排出削減活動にインセンティブ**を与えることの重要性を認識。」と記載されており、G7富山環境大臣会合でもカーボンプライシングは「イノベーション及び長期的な排出削減のための低炭素投資の強化に効果的な手段」とされている。また、昨年のG7エルマウ・サミットで設立することとされたカーボンマーケットプラットフォームについて、今年6月に我が国で第1回戦略対話が行われたところ。
- 国内排出量取引制度は、**排出の削減を確実かつ費用効率的に実現することのできる有効な手法**である一方、**我が国の産業や雇用に与える影響についての懸念**もある。このため、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）においては、「我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う。」こととされている。
- 今後、温対計画に基づき、慎重に検討を進めることとなるが、我が国の2030年度削減目標に向けた対策・施策の進捗状況に応じて、施策の見直しを行い、**導入することとなった場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、地球温暖化対策計画の見直し時期を目途として、制度の案を検討する。**

事業目的・概要等

イメージ

○国内排出量取引制度のイメージ



公平で透明なルールの下で排出削減を担保し、かつ取引等認めることで、柔軟性も発揮。

事業概要

カーボンプライシング導入可能性調査等（新規）（250百万円）

2030年度目標の達成に向けて、施策の進捗状況に応じて、施策の見直しを行い、導入することとなった場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、国内排出量取引制度の制度設計を行う。具体的には、諸外国の事例なども参考に、対象の範囲、割当の方法などの項目について、幅広く選択肢を検討する。

※費用効果的にCO2排出削減を進める政策手法として国内排出量取引制度以外の施策も検討対象とする。

事業スキーム

委託対象：民間団体等

実施期間：①国内排出量取引制度等の検討 平成29年度～30年度

②導入に向けた検討 平成31年度～33年度

期待される効果

米中韓EU等の諸外国で導入されている排出量取引制度の動向も踏まえて、我が国において排出量取引制度を導入する場合の具体的な制度の案が得られる。